

鹿児島港本港区エリアまちづくりの
景観・デザインに関するガイドライン

(たたき台)

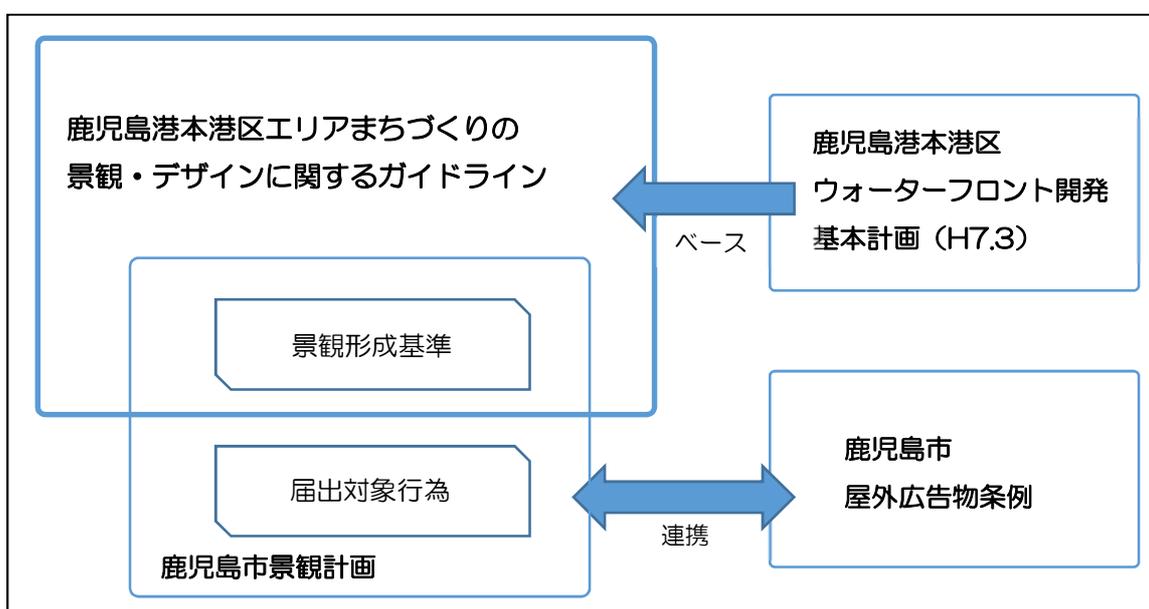
鹿児島県

目次

<u>1 本ガイドラインの位置づけ</u>	2
<u>2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方</u>	2
<u>3 本ガイドラインの対象区域</u>	4
<u>4 配慮の方針</u>	4
<u>5 視点場の設定</u>	5
<u>6 配慮する事項</u>	6
<u>7 配慮についての協議・調整</u>	12

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、桜島の眺望やまちなみ景観など、鹿児島港本港区（以下、「本港区」という。）エリアにふさわしい景観・デザインについて、基本的な方向性を示すことにより、本港区エリアにおける建築行為や、公共土木施設等の整備に反映し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るものです。



図一〇 本ガイドラインの位置づけ

2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

本港区の歴史は古く、1341年頃、島津家が鹿児島に薩摩統治の拠点に移したときに始まると言われていますが、当時は草木が繁茂する海岸に過ぎませんでした。その後、江戸時代に琉球貿易が盛んになるにつれ、海運上の必要から波止場（三五郎波止場;1841年頃）や新波止（1844～1853頃）、荷役護岸等を建設し、港としての利用が始まったと言われています。明治時代には沖縄、台湾及び阪神地区との交易により商港として発展し、昭和26年には重要港湾に指定されました。

古くからの歴史がある本港区は、錦江湾や、雄大な桜島の良好な景観をはじめ、歴史的建造物である鹿児島旧港港湾施設を有するとともに、背後には「東洋のナポリ」とも称される県都鹿児島市の市街地が隣接する、自然景観、歴史、文化に恵まれた地区です。

本港区エリアは、これまでに「ウォーターフロントパーク」や「ドルフィンポート」、「種子・屋久高速船旅客ターミナル」などが整備され、新たな交流人口と賑わいが創出されてきました。現在は、桜島フェリー、種子・屋久航路、三島・十島航路及び奄美・喜界航路が就航する、鹿児島の海の玄関口として重要な役割を果たしており、県外客を含め年間約60万人が訪れる「いおワールドかごしま水族館」などが立地するなど、多様な人々が行き交うエリアとなっています。

本ガイドラインが、『鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン』（以下、グランドデザイン）を実現するための、景観やデザインについての指針として活用され、また、本港区エリアが錦江湾や桜島、歴史的建造物等の景観資源を活かした魅力ある空間となるよう、本エリアのまちづくりを進めてまいります。

3 本ガイドラインの対象区域

本ガイドラインでは、本港区エリアのうち、下図に示す範囲を対象とします。
（「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」が検討するエリアと同様）



図一〇 本ガイドラインの対象区域

4 配慮の方針

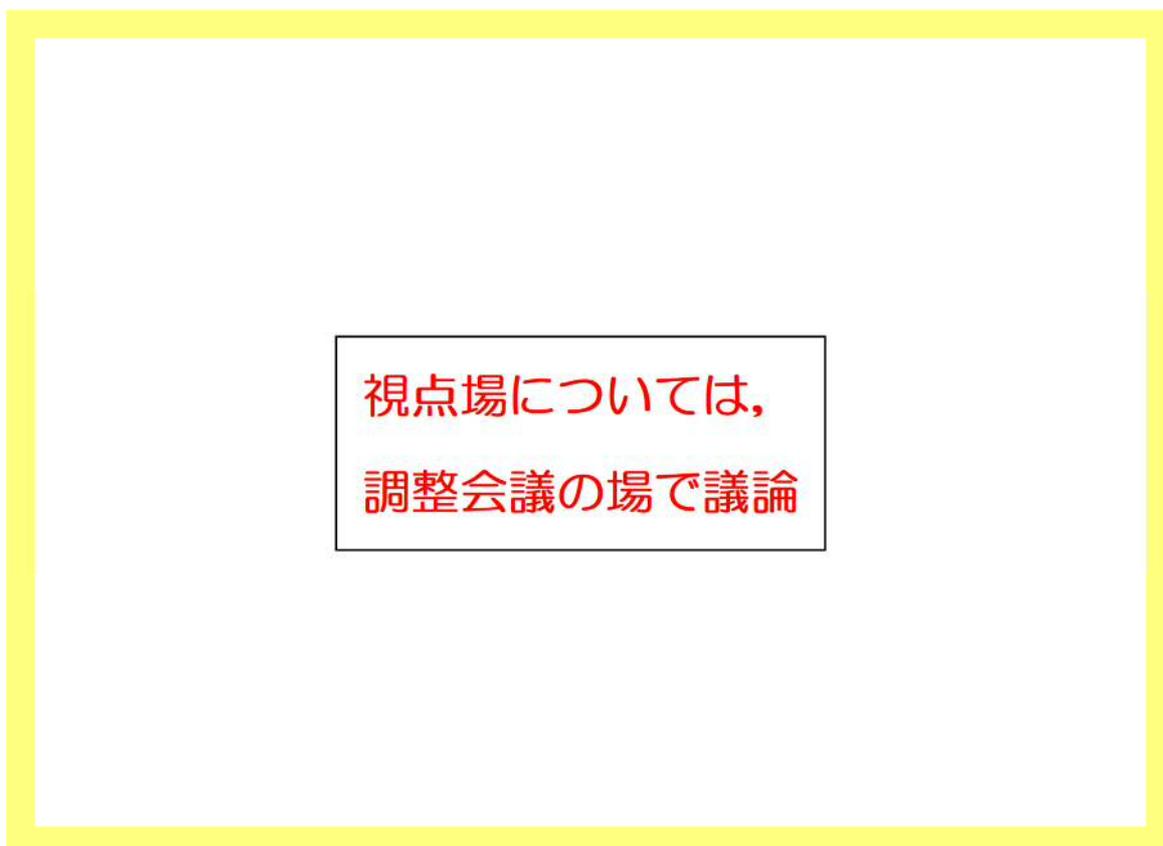
本港区エリアは、錦江湾の広大な静穏海域や雄大な桜島などの美しい自然景観を望むことができるとともに、歴史的建造物である鹿児島旧港施設等を有することから、これらの景観資源を活かした空間を創出します。

また、鹿児島市景観計画において、桜島及び城山への眺望確保のため建築物・工作物の高さ基準が設けられていることから、建築物等の高さに配慮します。

5 視点場の設定

本港区エリアから錦江湾・桜島への眺望，海側から城山や本港区エリアの眺望，本港区の歴史や，活きた港の活動等を感じられるまちなみなど，当エリアの魅力を感じられる場所を，視点場※に設定します。

位置づけられた視点場では，良好な景観形成について，特に配慮することとします。



図一〇 本港区エリアの視点場

(考えられる視点場について，今後調整会議で議論する。)

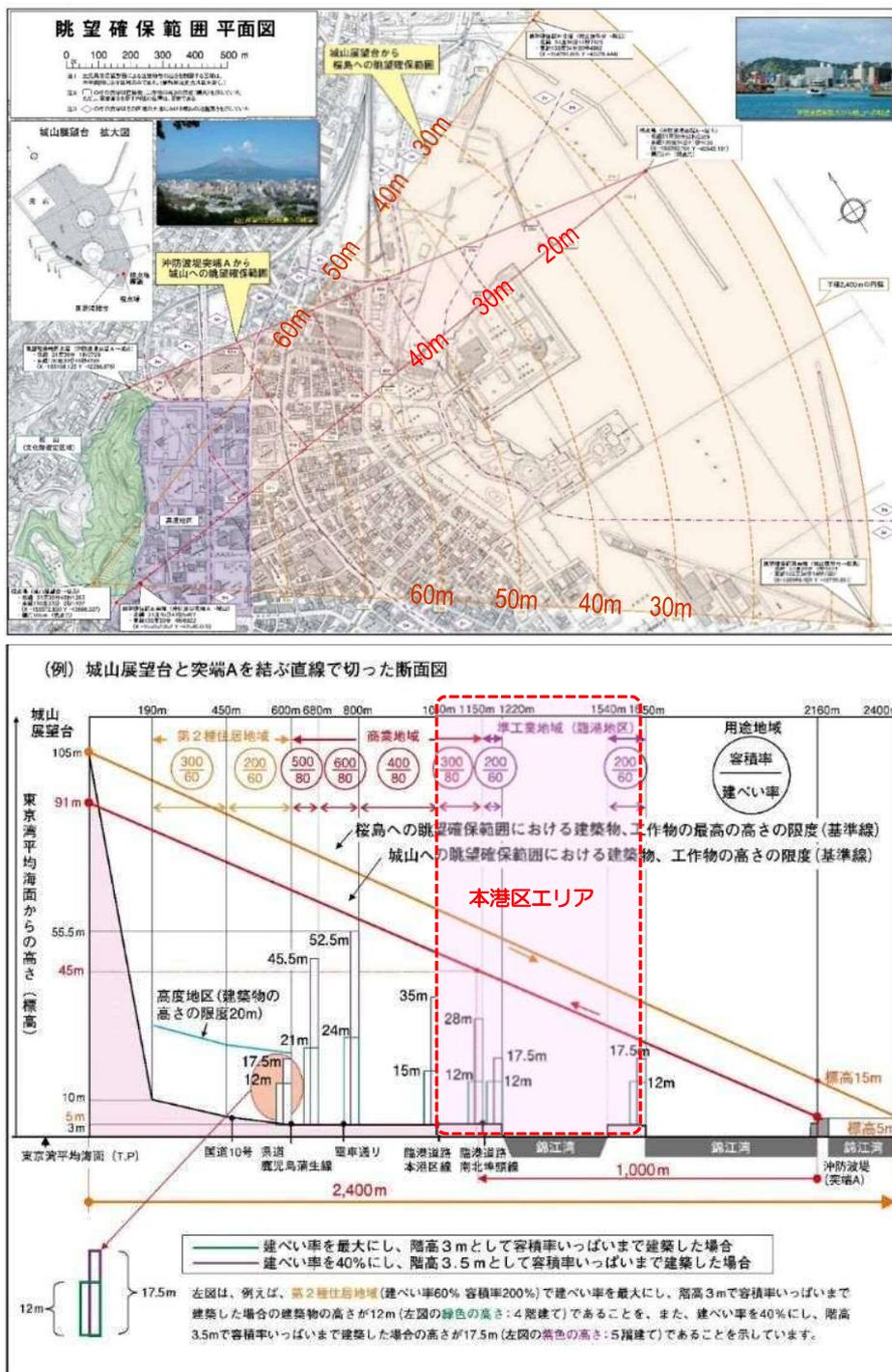
※ 本ガイドラインでは，「視点場」を，鹿児島市景観条例に規定する視点場（遠景を眺望することができ，眺望の良さが広く市民等に認知され，眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれる場所）ではなく，一般的な，景観を眺める場所，としての意味で使用しています。

6 配慮する事項

以下に示す項目について、景観への配慮を行います。

(1) 建築高さに関する事項

- ① 建築物の高さは、鹿児島市景観計画を遵守し、城山からの眺望を妨げない範囲及び城山への眺望を妨げない範囲にとどめる。



図一〇 桜島・城山への眺望確保範囲と建築物等の高さの限度(鹿児島市景観計画に加筆)

- ②海への開放感を演出するために、水際に面する部分はプロムナードに配慮し、ウォーターフロントパーク内に設置される建築物は、圧迫感を与えない高さ（●●m以下）とする。

（2）見通しの確保に関する事項

- ① 「街路や緑地から桜島への眺望」や「多様な船舶が往来する港らしさを感じる景観」に配慮するため、空地の確保や建築物等の配置・形状の工夫を行う。

- ② 朝日通り、みなと大通りにある視点場からの桜島への眺望を考慮し、壁面位置をセットバック（壁面後退）させるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう建築物の形態意匠を工夫する。
また、開放的な構造を取り入れるなど、外部空間と内部空間の連続性を形成する。

(3) オープンスペース，回遊性の確保に関する事項

- ① マイアミ通り，朝日通り，みなと大通りから，ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ歩行者動線の連続性に配慮する。
また，錦江湾・桜島への見通しとともに，本港区エリアの街並みや海への開放感を感じられる，ウォークアブルな空間の創出や，オープンスペースの確保に配慮する。
- ② 水際線のプロムナードにおいては，境界性※・賑わい性を演出するため，比較的狭あい曲線的なものを基本とし，錦江湾，桜島への眺望や活きた港の活動を感じられる視点場，旧港港湾施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性の確保に配慮する。
(※境界性 商店街の賑わいや生業の活気等，生活感あふれる雰囲気を感じさせる個性的街並み)
- ③ ウォーターフロントパークと水際線のプロムナードへの回遊性を確保するため，ウォーターフロントパーク内に設置される建築物の配置・形状や空地の確保に配慮する。

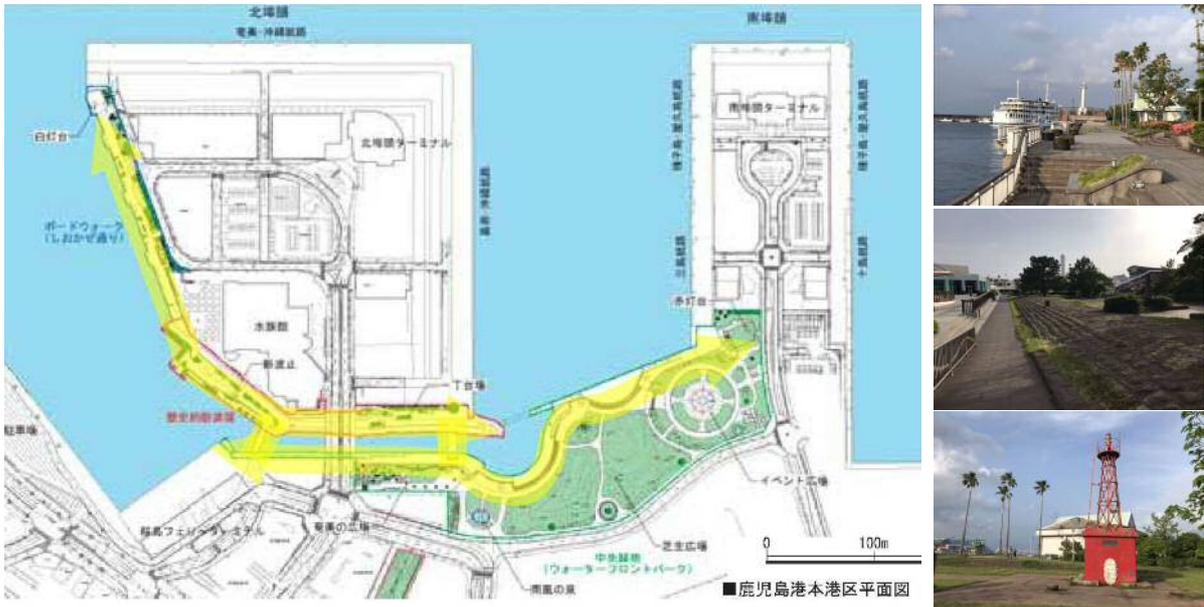
回遊性については，
調整会議の場で議論

図一〇 本港区エリアへの回遊性

(考えられる回遊性については，今後調整会議で議論する。)

(4) 水際空間に関する事項

- ① 水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台、歴史的石積み護岸、白灯台の保全・活用を図る。
- ② 居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線プロムナードに接する敷地内の建築物では、建築物内外が一体となった開放的な空間を確保する。



図〇 1961～1969年頃, 1974～1978年頃と2015年の鹿児島港（地理院地図より）

(5) まちなみ形成に関する事項

- ① 地区全体として調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の外壁後退やセミパブリック空間を充実する。
- ② 中心市街地のにぎわい軸からは、活気ある街並みをつくるために、本港区エリアへの入り口や歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与える。
- ③ 建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設ける。

(6) 建築物等のデザインに関する事項

- ① 建築物のデザインは、周辺との調和に配慮する。
- ② 建築物は分節化や低層階の工夫などにより圧迫感の軽減に努める。
- ③ 公衆トイレ等は、周囲の建築物のデザイン・色彩と調和のとれたものとする。



図〇 低層階を工夫した施設の例

(7) 色彩に関する事項

色彩は、鹿児島市景観計画を遵守するとともに、統一性に配慮しつつ、アクセントとして原色を効果的に使用するなど、個性豊かな南国らしさを演出する。

(8) 屋外広告物に関する事項

- ① 街区内の屋外広告・貼紙等は、原則として設置しない。(案内板は除く)
- ② 店舗名などの自家用広告物については、設置を認めるが、景観形成に留意し、質の高いデザインとする。

(9) 屋根・屋上に関する事項

城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観，海上からの眺望を意識し，屋根や屋上をデザインする。

(10) 駐車場・駐輪施設に関する事項

駐車場・駐輪施設の位置や形態は，街並みの連続性を阻害しないものとする。

(11) 夜間景観の演出に関する事項

- ① 街区内の夜間景観を演出するため，照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮する。
- ② 鹿児島旧港港湾施設の歴史的建造物等を活用し，落ち着いた魅力ある夜間景観の演出に配慮する。また，自家用広告物であっても，派手なネオンサインは設置しないものとする。



図〇 夜間景観



図〇 夜間景観の演出

(12) 道路及び緑地・緑化に関する事項

- ① 歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ，その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成を図る。
- ② 歩行空間はレンガ・自然石等の素材を使用し，”石造りの薩摩文化”と歴史性を演出する。
- ③ ガードレール・交通標識・信号・街路灯は，歴史・文化性を採り入れ，周囲の景観に配慮するとともに，個性ある景観づくりに寄与するようなデザインとする。



図〇 歩行空間の例

街路灯は，歴史・文化性を採り入れ，周囲の景観に配慮するとともに，個性ある景観づくりに寄与するようなデザインとする。

- ④ 標識類は形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とする。
- ⑤ 街路の各所に郷土色や南国ムード，海辺を意識させるモニュメントやストリートファニチュア等を配置する。
- ⑥ 緑地・ポケットパーク等オープンスペースを設けることにより，快適性と開放感を確保する。
- ⑦ 街路樹は緑陰を形成し，かつ地域特性を考慮して火山灰に強く，耐潮性のある樹種を基本とする。
- ⑧ 南国と海辺のムードを演出するため，樹木としてはワシントンヤシ・ソテツ・ガジュマル・松等，花としてはハイビスカス・ブーゲンビリア等の亜熱帯性植物を効果的に配置する。



図〇 植栽の例

(13) イベント時の緩和に関する事項

- ① オープンスペースは街の賑わいを創出するために，イベントを行う空間として積極的な活用を行う。
- ② イベントを行う場合，占用期間に応じ屋外広告物の取扱いを緩和する。

(14) その他

- ① 自動ドアの設置や案内板の多言語化，ピクトグラム化を行うなど，ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行う。
- ② 各所に水路や噴水を設けるなど，水に親しむ機会を設ける。
- ③ 自動販売機の設置に際しては，街区の美観を損ねないように配慮する。

7 配慮についての協議・調整 (P)

事業主体は，本港区エリアにおける景観・デザイン調整会議メンバーと事業者等との協議の場を設け，設計・施工段階における景観・デザインに関する要求水準の反映状況等，事業者が配慮すべき具体的内容について，調整を行うこととします。

方法については，今後調整